

自治基本条例 「市民の権利」と 「市民の責務」

平成18年12月に制定された「留萌市自治基本条例」は、自立した自治体運営を進めるときの“理念”と“基本原則”を「条例」という自分たちのルールとしてまとめ、留萌市民、議会、市が同じ方向を向いて、市民が主人公のまちづくり(市民自治)を進めるために定められました。今月は、「市民の権利」と「市民の責務」についてお知らせします。



市民には、次の3つの権利があります

市が持っている情報を、市民が「受け取る」だけでなく、「要求し取得する」ことを「知る権利」として保障するもので、市民自治では、最も基本的な権利です。

「参加する権利」は、市民が自治に参加することを権利として規定するもので、市民の参加を求め、参加しやすい環境づくりに努める責務を負います。

市は市民に公平、公正にサービスを提供する責務を負います。しかし、サービスの目的、内容、予算もありますから、年齢や所得などで対象者を分類し、サービス内容をわけることもあります。

市民には、3つの責務もあります

自治の主体である市民の自主的、積極的な市政運営への参加を「市民の責務」として定めています。同時に、市民参加では市民が互いを認め合い、尊重し、それぞれが果たすべき役割と責務を自覚し、市民が相互に補完、協力することが必要だということを確認認識してほしいです。

市民自治では、市民は私的な利害関係にとらわれることなく、「公共の福祉」(みんなの幸せ)や「公益性」を尊重し判断することが必要です。こうした観点から、自治の担い手であるという自覚を持った行動が必要であり、責任も伴うということを強調しています。

市民の責務と権利を具体的に

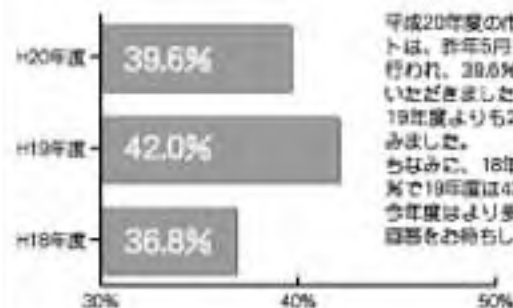
平成21年度市民満足度アンケートへ参加しよう

留萌市では、様々な行政改革に積極的に取り組み、市民主体の行政経営を推進し、効率的で質の高い行政サービスの提供に努めております。

今回、更なるサービス向上のため、市民満足度アンケートを実施し、今後の市政運営に役立てるため、留萌市の行政サービスに対するあなたのお考え(満足度や重要度)をお聞かせいただきたいと思います。

市民の皆さんの声を直接伺うことにより、実施が即

過去3年間の市民満足度アンケートの結果



平成20年度の市民満足度アンケートは、昨年5月12日から23日まで行われ、39.6%の方よりご回答いただきました。19年度より2.4ポイント落ちました。ちなみに、18年度の回答率は36.8%で19年度は42.0%でした。今年度はより多くの皆さんからの回答をお待ちしております。